

山形広域環境事務組合技能労務職員の給与等
に関する規則

〔平成4年3月〕
共衛規則第5号

改 正 平成7年3月山広環規則第6号

山形広域環境事務組合技能労務職員の給与等に関する事項については、山形市技能労務職員の給与等に関する規則（昭和33年山形市規則第15号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（平7規則6・一部改正）

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月改正）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。